

知的財産・標準化ポリシー

制 定 平成28年10月1日
最終改正 令和元年12月26日
国立研究開発法人
産業技術総合研究所

1. 本ポリシーについて

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている（国立研究開発法人産業技術総合研究所法第3条）。この目的を達成するためには、革新的な研究及び開発等の成果（以下「研究成果」という。）の実用化及び普及を効果的・効率的に推進し、イノベーションの創出、ひいては我が国産業の国際競争力の維持・向上を図る必要がある。

本ポリシーは、産総研の上記ミッションを踏まえ、知的財産・標準化活動を推進していくにあたり、基本となる考え方、取組みの方針等を定めたものである。本ポリシーに基づいて、産総研は知的財産・標準化活動を主体的かつ積極的に推進していく。

2. 知的財産活動と標準化活動の基本となる考え方

研究成果の実用化及び普及等を推進するには、企業、大学、国等との連携を進めていくことが必要不可欠である。共同研究や技術移転活動等を通じた研究成果の企業による事業化や産総研が主導して起ち上げるベンチャー企業による事業化等に不可欠な重要なツールの一つとして知的財産を位置づけ、戦略的にそれを取得し、管理し、活用する。また、産総研の知的財産を核とした産学官の情報や人材が交じり合い連携するオープンイノベーションハブとしての機能を果たすために、企業や大学等にとって魅力的で求心力のある知的財産を提供する。

また技術を社会に普及させていく過程では、標準化を重要な橋渡し手段として位置づける。標準化の効果は、新市場の創造、技術開発の促進、生産の効率化、利便性の向上、公正性及び安全性の確保、貿易障害の除去等、社会活動のさまざまな場面に波及する。しかも、これらの効果は、製品の生産者とそれを使用する消費者の双方に恩恵をもたらすものである。このような標準化の効用を念頭に置いて、産総研は公共の利益拡大と国際競争力強化につながるよう研究

成果を最大限に普及させるべく、国内標準化及び国際標準化を推進していく。

さらに、企業や大学等との連携や産総研の研究成果の普及を加速させるため、知的財産化と標準化の一体的な取組みを推進する。オープン・クローズ戦略に代表される個別の企業等が目指す戦略を考慮して、知的財産と標準の双方の関係づけに注目しつつ、知的財産アセット（※1）を構築する。

体制においては、知的財産および標準化の知見と研究開発に関する知見の双方を有する専門家を継続的に育成し並びに確保しつつ知的財産・標準化活動を推進する。

（※1）知的財産アセット

研究成果に基づくアウトカム（社会や市場での顕在化）の実現のために必要な様々な知的財産をパッケージ資産（アセット）として捉え、これを「知的財産アセット」と呼称する。具体的には、特許権、意匠権、商標権、ノウハウ、ソフトウェア・データベース等の著作権、規格（標準）に関連する権利等から構成される。

注記 本ポリシーでは、「標準」と「規格」の語を互いに同義として使用する。

3. 知的財産についての取組みの方針

研究開発における知的財産戦略を標準化戦略とともに一体的に推進し、知的財産を戦略的に取得し、管理し、活用する知的財産マネジメントを実現するために、次の（1）～（5）の具体的方針に従った取組みを行う。

（1）知的財産マインドの向上

産業界の動向やニーズ等を把握し、研究開発においてはその全ステージにおいて、すなわち基礎的な研究成果を生み出す目的基礎研究の段階から実用化に具体的に取り組む橋渡し後期研究の段階まで一貫して、将来の研究成果の活用を目指した知的財産化への取組みを進める。具体的には、産総研の求心力としてオープンイノベーションの要となる「共通基盤領域」の知的財産と、それに加えて特定事業領域において強みを発揮する「競争領域」の知的財産の存在が必要であることをしっかりと意識した知的財産化を推進する。つまり、研究成果について1つの知的財産を取得できれば十分というマインドではなく、橋渡しに必要な知的財産をアセットとして計画的に構築するというマインドを持って、研究成果の知的財産化に取り組む。

（2）知的財産アセットの構築

下記①～⑤の点を特に徹底し、技術分野等に応じて、知的財産アセットの質

の向上を図っていく。

① 知的財産情報の把握と知的財産戦略の共有

知的財産アセットの構築にあたっては、まずは対象技術に関連する知的財産情報の調査を徹底して実施する。各研究者は、研究テーマの選定・研究戦略立案等の研究初期の段階から、知的財産の取得・活用までの各段階において、先行技術調査や技術動向調査を実施し、自己の研究成果の強み・弱み、特許性、産業界の動向・ニーズ、技術移転候補先等を把握する。把握した情報は関係する研究者と知的財産関係者とで必ず共有し、費用対効果を考慮の上、適切な知的財産アセットの構築に活用する。

② 戦略的な特許権利化・ノウハウ化

権利活用の場面を想定して、実効性のある権利を出願予定の技術によって取得可能かどうかについて先行技術調査情報に基づいて分析を行い、特許出願するのか、あるいは特許出願、論文、学会発表等による公表を行わずノウハウとして活用するため秘匿管理するのか等を研究者及び知的財産関係者は徹底して検討した上で判断を行う。

併せて、全ての研究成果は産総研の財産であるという認識を持ち、情報管理（暗号化やパスワード設定等）を徹底し、意図しない秘密情報の漏洩を防止する。

③ 特許出願後の権利強化

特許出願後においても、技術移転の可能性が見出された案件については、データを追加する等、更に出願内容を補強する必要があるか、コア技術に加え周辺技術や応用技術についても権利化する必要があるか等の判断を継続的に実施していく。

④ 標準化戦略を踏まえた知的財産アセットの構築

知的財産アセットの構築にあたっては、当該技術が対応する産業のあり方（産業構図）に応じた標準化の活用方法も併せて検討し、技術移転先のビジネスモデルと整合するよう知的財産を取得し知的財産アセットを構築する。具体的には、企業等と連携して、作成する標準の技術内容に企業等及び産総研の知的財産の内容の一部直接埋込むか、周辺技術を標準化することにより知的財産を使用した製品の普及促進を図るか、標準化する測定・評価方法により知的財産を使用した製品の性能を有利に評価可能にするか等をあらかじめ想定して、知的財産の活用と標準化を戦略的に推進する。

⑤ 多面的な権利化

実用化の方向が1つに見える研究成果であっても見方を変えれば、様々な知的財産化の可能性が見出だせることを意識し、複数分野への多様な活用を図る知的財産アセットを構築していく。また、知的財産アセットを強固とするた

めに、特許権以外の権利化や異なる複数種の権利取得にも取り組む。

(3) 知的財産アセットの管理

知的財産アセットの質的向上を継続的に図っていくために、知的財産の効率的な取得・管理に係る産総研内における連携と橋渡しへの支援機能の強化、知的財産アセット構築支援等の検討に加え、外国への特許出願の要否、国内特許出願の審査請求の要否、国内外特許の権利維持の要否等の検討を行う。また、適切な検討を行うため、産学官連携活動を含む技術移転活動の状況や特許出願後の研究の進捗状況などの必要な情報を収集し活用する。

(4) 知的財産アセットの活用

知的財産アセットの活用にあたっては、連携先である企業等と互恵の関係になるように柔軟な対応を基本としつつ、「共通基盤領域」の知的財産（単独・共有）については、公的な機関としての立場に立って企業等に非独占的な実施権を許諾する等により、当該領域に係る成果を広く普及させることに努める。一方、「競争領域」の知的財産（単独・共有）については企業等の要望に応じて、独占的な実施権を許諾することに積極的に努める。

また、他者の知的財産に関する権利を尊重しつつ、産総研の知的財産の公平かつ幅広い活用を推進していくとともに、産総研の知的財産への侵害に対して、適切な対策を講じる。

(5) 知的財産マネジメント体制の構築

知的財産マネジメントを適切に推進していくためには、人材の確保と知的財産システムとを連携して構築していくことが重要である。そのため、イノベーション創出にあたり知的財産が重要な役割を担うことを踏まえ、研究者を含む産総研の全職員が業務において知的財産関連活動を適切に行うことができるよう人材育成に継続的に取り組む。また、知的財産を戦略的かつ効率的に取得し、管理し活用するのに有効な知的財産システムの改善並びに向上に取り組む。さらに、知的財産の戦略的かつ効率的な取得、管理及び活用に貢献した研究ユニットや職員等を適切に評価する。

4. 標準化についての取組みの方針

(本ポリシーの対象とする標準化)

産総研が策定する標準には、計量標準と鉱工業の科学技術に係る標準とがある。前者は産総研が国家計量標準機関として整備すべきものとして別途規定さ

れているため、本ポリシーではもっぱら後者に係る標準の策定について定める。ただし、後者の標準化にあたって計量標準に係る技術基盤の利用が有効とされる場合には、積極的にその活用を図ることとする。

本ポリシーにおける標準は国内外の標準化機関が作成する公的標準（デジュール標準）を指し、いわゆるデファクト標準は除外する。ただし、ある特定の技術に関心のある企業等が集まってフォーラムを結成して作成する、いわゆるフォーラム標準は対象とする。

（標準化の基本的分類）

産総研が取り組む標準化は、それがもつ機能によって、大きく次の2種類に分類される。さらに、それらの分類は複数の類型に分かれる。それらは必ずしも互いに排他的ではなく、1つの規格が複数の類型に当てはまる場合もある。

- ① 公的研究機関としての専門的知見及び公正性・中立性が求められる標準化
 - ・ 複数の技術分野にまたがる、利害関係者が多岐にわたる等の理由から、産総研が公正かつ中立的な立場でリーダーシップを取り、標準化にあたることが期待される技術の規格
 - ・ 恩恵が広く浅く社会に享受されるような標準であるため、民間だけでは迅速な標準化が期待しにくい技術分野の規格（環境保全、安全、公共の福祉等に係る規格）
 - ・ いわば公共財として広く活用され、産業の基盤となる基本規格（用語、記号、量・単位等に係る規格）
- ② 新規産業の創出又は既存産業の発展のための標準化
 - ・ 産総研単独で又は企業等との連携によって得られた先端的な技術開発の成果を、迅速にかつ円滑に普及させるための規格
 - ・ 産総研が有する技術及び知見を用いて、企業等による技術開発の成果を、迅速にかつ円滑に普及させるための規格
 - ・ 適合性評価の技術的基準としての活用を意図した規格（産総研が自ら実施する依頼試験に係る規格を含む）

（取組みの具体的方針）

標準を策定するにあたり、次の（1）～（7）の具体的方針に従って標準化活動への取組みを行う。なお、これらは多様な取組み方法から主要なものを順不同で挙げたものであり、これらの方針に拠らない活動を排除するものではない。

(1) 研究開発、知的財産活動及び標準化活動の一体化

研究開発の計画・立案の初期段階から実施中の各段階において、研究成果を標準化することの必要性及びそれによって期待される効果を検討し、標準化を行う目的を明確化する。このとき、知的財産と標準との関連づけ(※2)を意識して、産総研又は企業等が所有する知的財産の効果的な活用につながる標準化戦略を立てる。

(※2) このことは、標準必須特許として特許を標準に直接埋込むことを必ずしも意図しない。ここでは、周辺技術の標準化によって知的財産を使用した製品の普及促進を図る等の戦略的標準化を指す。(3.(2)④標準化戦略を踏まえた知的財産アセットの強化を参照。)

(2) 標準の活用促進

策定した標準の効用をより確実に、かつ速やかに高めるために、認証をはじめとした適合性評価(以下、「認証等」という。)における標準の利用の有効性を検討する。有効とされた場合には、その標準の認証等への適用を推進する。具体的には、認証等における標準の利用の枠組みを産業界等と連携して設計し、必要に応じて試験的運用を行うことによって、その枠組みの有効性を検証する。また、技術的理由等から産総研でなければ行えない依頼試験、試験所の技能評価等を行う。これにより、標準化の成果を、そのメリットである市場拡大の実現に速やかにつなげる。

(3) 産業界との連携

標準のステークホルダーである産業界(標準を使用する企業、及びそれら企業等の集まりである工業会・コンソーシアム等の各種団体)との連携を密に取り、標準化に対する意見等の収集を図ることによって、迅速な標準化の提案及び制定・発行を目指す。また、ステークホルダーが多岐にわたる等の理由から、産業界だけでは適切な標準化が進まない場合には、産総研がその先導役を積極的に果たす。

最先端の学術的動向を的確に把握し、それを標準に適切に反映させるために、学会等を通して学術界との連携も積極的に図る。

(4) 国外の研究機関及び標準関連機関等との国際的連携

国際標準化に向けた共同実験、規格の提案及び原案審議等を円滑に実施するために、国外の研究機関、標準関連機関等との協力体制の確立及び強化を図る。特に、地理的・経済的つながりの強いアジア諸国との連携を重視する。

(5) 標準関連機関等における活動への積極的参画

規格の提案及び原案審議を円滑に進めるために、標準関連機関等における活動に積極的に参画する。特に、国際標準化機関、標準化フォーラム等においてプロジェクトリーダー等として提案標準の審議をリードするとともに、議長・コンビーナ・国際幹事等の役職を積極的に引き受ける。

併せて、国際規格に対応する国内規格の審議に必要な活動にも取り組む。

(6) 標準化活動資金の充実化

標準化によって新技術を活用した市場が拡大する、知的財産の活用が広がる等、直接的利益を享受する企業、工業会等が明確である場合には、それら関係者と標準化に係る費用を分担する、又は協調して活動資金の獲得に務める等、連携して活動にあたる。

所内においては、上記の標準化活動資金の充実化に向けて、標準化の有効性、企業等との連携可能性等の検討に係る調査研究を強化する。

(7) 国の標準化人材育成への貢献

標準化活動への啓発及び標準化に従事する所内人材の育成のために、標準化に係るセミナー等を開催し、標準化活動に必要な知識、ノウハウ等の共有を図る。また、標準化関連活動の位置づけの明確化及び支援体制の充実化を図り、標準化に従事する職員等を適切に評価する。

さらに、シンポジウムの開催等を通して産総研の取組みを発信し、標準化に従事する所外関係者との交流を促進することによって、国全体としての標準化活動の活発化と人材の育成に貢献する。

以上